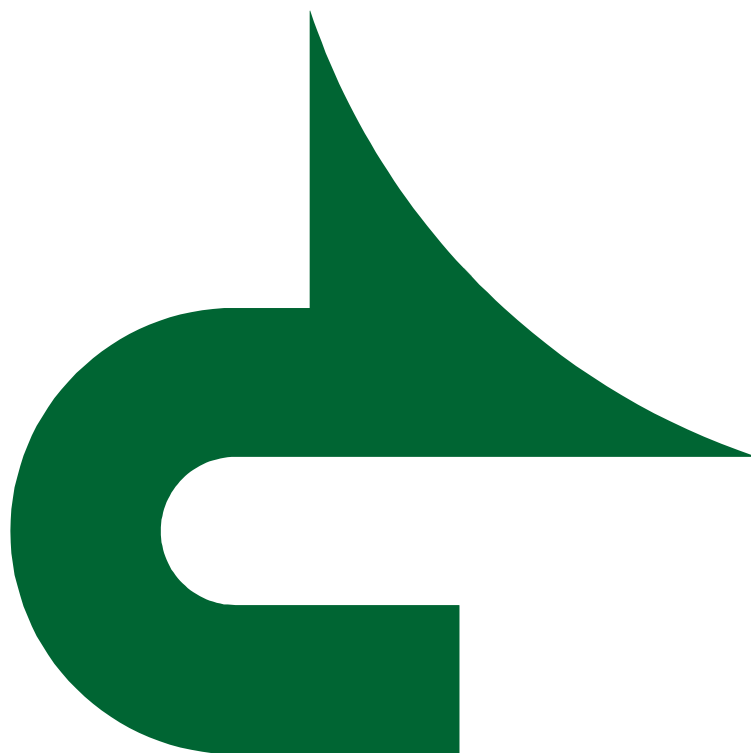


# 遠野市公共建築物木材利用促進基本方針



岩手県遠野市

遠野市(以下「市」という。)では、昭和 60 年に建設省による地域住宅計画(Housing With Proper Environment), いわゆる遠野市HOPE 計画の策定以降、大工町通りの木を活かしたまちづくり整備をはじめ、小中学校校舎・体育館、市営住宅等公共施設の木造化に一貫して取り組んでいる。また、この施策を実現するため、地域内の川上から川下までの木材関連産業を団地に集積した遠野地域木材総合供給モデル基地を整備し、製材から部材加工まで行うことができる体制が整っている。平成 17 年には木造公共建築物普及研究会による公共建築物の新たな整備指針に係る報告書を取りまとめるなど、ハード及びソフト両面における公共施設木造化の先進的な取り組みを進めてきた。

市の総面積の約 83%が森林で占められ、戦後植林されたものが多く、市内の森林は成熟期を迎えており、この豊富な森林資源を活用し、快適な公共空間の提供さらには地域経済の活性化等を図っていく必要がある。

#### (目的)

第 1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)」(以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、県が示した「岩手県公共施設・公共工事木材利用促進行動計画【第 3 期計画】」(平成 22 年 3 月施行)に即して、法第 9 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における遠野産木材を利用した木造化・木質化を推進することにより、市民に安らぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進等に資することを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号の通りとする。

- (1)「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物(法第 2 条に規定する建築物をいう。以下同じ。)及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2)「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3)「市施行土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4)「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等)の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5)「木質化」とは、建築物の内装及び外装等に木材を用いることをいう。
- (6)「遠野産木材」とは、遠野市内の山林で伐採・搬出した木材をいう。

#### (木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市  
施行工事において遠野産木材の利用に努める。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延床  
面積が3,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化する。

なお、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

(2) 施設の用途、維持管理及び安全対策面により、木造化することが困難な施設。

(3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分につい  
て、可能な限り木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として遠野産木材を使用する。

(市有施設の備品及び消耗品)

第5 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具等の消耗品には、積極的に  
遠野産木材を用いた製品の使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第6 市有施設において、暖房器具やボイラー等を設置する場合は、積極的に木質バイオマス  
を燃料とする製品の導入に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第7 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、積極的に間伐材等の遠野産木材を用  
いた製品の使用に努める。

(公益法人等への要請)

第8 市は、市関係公社及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、この方針の目  
的を踏まえて、積極的な遠野産木材の利用を要請する。

2 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製  
造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促  
進及び木材の適切な供給の確保に努めるように要請する。

(PR及び普及)

第9 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すように努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第10 市は、品質が確保された遠野産木材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、遠野産木材利用に関する人材育成、研究及び技術の開発・普及並びに遠野産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

(コスト縮減への留意)

第11 この方針の運用にあたっては、遠野市健全財政5ヶ年計画を尊重し、コスト縮減に取り組む必要性に留意する。

(適用)

第12 この方針は、平成25年2月14日から適用する。

別表（木造化・木質化する市有施設）

|             | 用途   | 内装の木質化を図る部分  | 外壁等の木質化を図る部分  |
|-------------|--|--|---|
| 公共建築物       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校</li><li>・ 福祉施設</li><li>・ 医療施設</li><li>・ スポーツ、文化施設</li><li>・ 観光施設</li><li>・ 公営住宅</li><li>・ 庁舎等</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 玄関ホール</li><li>・ ロビー</li><li>・ 共用廊下</li><li>・ 主要な居室</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁</li><li>・ 軒裏及びピロティの天井</li></ul> |
| 工作物及び家具・備品等 | 公共建築物における家具、備品、防音壁、案内板、掲示板等<br>※環境や景観に配慮する箇所等において施工する工事。但し、安全対策面で木材の使用が困難な場合を除く。   |  |   |